

企業を動かすリーガル・プロフェッションのための専門誌

BUSINESS LAW

ビジネスロー・ジャーナル

JOURNAL

特別編集版

INFORMATION

2か国以上にまたがる 国際法務に迅速対応

日本人初の「インターロー」理事・難波修一弁護士インタビュー

桃尾・松尾・難波法律事務所 難波修一氏
(弁護士／マネージングパートナー)



MOMO-O, M... NAMBA

INFORMATION

2か国以上にまたがる 国際法務に迅速対応

日本人初の「インターロー」理事・難波修一弁護士インタビュー

(INTERLAW)

制作/レックス・ネクストジャパン企画制作部

桃尾・松尾 難波法律事務所 / マネージングパートナー
弁護士

難波 修一
Shuichi Namba

82年東京大学法学部卒業。84年弁護士登録(第一東京弁護士会)。87年アメリカ合衆国コロンビア大学ロースクール卒業。アメリカ合衆国ニューヨーク州 Weil, Gotshal & Manges 法律事務所、アメリカ合衆国ニューヨーク州バンカーズ・トラスト銀行勤務の後、88年アメリカ合衆国カリフォルニア州弁護士及びニューヨーク州弁護士登録。89年桃尾・松尾・難波法律事務所開設。

インターロー（INTERLAW）は、世界各地の法律事務所を結ぶ国際的なネットワークだ。加盟事務所数はおよそ70。加盟事務所がある都市は125もの主要都市に及び、所属弁護士はおよそ5000名にものぼる。今回、日本人として初めてディレクターに就任した桃尾・松尾・難波法律事務所の難波修一弁護士に話をうかがった。インターローとは何か、そして、インターローに加盟している法律事務所に依頼するメリットはどこにあるのかを語っていただく。

**国際化する法務に対し
質の高いサービスを提
供する**

——まずは、インターローの仕組みを教えてください。

インターローは、1つの都市につき1つの事務所のみに加盟資格を与えるというかたちで活動を展開しています。どの事務所に加盟してもらうかは、理事会で討議を行うのですが、もともと重視するのは、企業法務の分野において、質の高

いサービスを提供しているかどうか。東京に関しては私が所属する「桃尾・松尾・難波法律事務所」がインターローへの加盟事務所ということになります。また、加盟している各事務所はそれぞれが完全に独立した各地域の法律事務所です。

——インターローに加盟するメリットは何ですか。

言うまでもなく、企業活動は国際化しており、日本国外においてもさまざまな取引案件や解決すべき法的課題に直面していることと思います。グローバルな案件に対応するためには、信頼できる国際的なネットワークは必要不可欠。つまり、インターローに加盟する最も大きなメリットは、グローバルな案件において、クライアントに対して、質の高いサービスを迅速に提供できるということです。また、各加盟事務所は、全世界会議や各地域会議を通じて相互の強い信頼関係を構築しているので、複数の事務所が共同でサービスを提供する際には、非常に効率的なサービスの提供ができます。

——どういう地域の事務所が加盟

しているのでしょうか？

インターローの加盟地域は、大きく3つに分かれています。まずは北米・中南米、それから欧州・中東・アフリカ、そして私たちが所属しているアジア・パシフィックです。すべての地域を挙げると煩雑になってしまいますので、ここではアジア・パシフィック地域に関してのみ、国別で見えていくことにしましょう。

日本（東京）をはじめとして、韓国（ソウル）、中国（北京など3都市）、香港、インド（ニューデリーなど3都市）、タイ（バンコク）、マレーシア（クアラルンプール）、フィリピン（マニラ）、ベトナム（ハノイ）、シンガポール、オーストラリア（シドニーなど6都市）、ニュージーランド（オークランド）が加盟しています。この先、新しい地域を開拓し、さらにネットワークを拡張していく予定です。

**インターロー加盟の事
務所に仕事を依頼する
メリットとは？**

——それぞれの事務所は、どのよう

なかたちで連携をとっているのでしょうか。インターローを活用した事例があれば、教えていただけませんか。

特にアジアの諸事務所とは、日本のクライアントの関係で恒常的に連携し、一緒に仕事をしています。つい先日、ベトナムでの事業展開について、クライアントから相談を受けたばかりです。詳しい内容を申し上げるわけにはいきませんが、インターローを通して、ハノイの法律事務所をご紹介しました。日本とベトナムの2国間にまたがる案件だったので、今後、日本側の法務を私たちが、ベトナム側の法務をハノイの法律事務所が手がけることとなります。インターローの加盟事務所に連絡をとると、リスポンスが非常に早いので、安心してクライアントに紹介することができます。

——日本企業がアジアへの投資などを行うアウトバウンド案件において、桃尾・松尾・難波法律事務所が窓口の役割を果たしたということですね。

その通りです。今後、日本企業のアジアでの事業展開がますます活

発になるでしょうから、このような機会は増えてくると思います。従って、我々がインターローに加盟している意味は大きいと思います。特に、アジアの複数の国にまたがる案件(例えば、日本企業のM&Aで、対象会社の本社はシンガポール、工場はマレーシア、営業拠点は香港というようなケース)では、各地域の法律事務所が協力して案件を進める必要が生じますが、このような案件では、各地域に信頼できるメンバーがおり、かつ加盟事務所同士の信頼関係が構築されているインターローの強みが発揮されます。

——欧米等の先進国については、クライアントでも、さまざまな情報をお持ちです。けれども、途上国や新興国の場合、法律事務所を探すには、一から手探りというケースも多いようですね。

そうだと思います。途上国や新興国においても信頼できる法律事務所を紹介できるという点で、インターローに加盟していることは当事務所の大きなメリットです。

——大手の法律事務所も各国の

要都市に支部を設け、国際的な案件に対応しています。他のネットワークとの違いは、どのようなところでしょうか。

良い質問です(笑)。そもそも、インターロー設立時のコンセプトが、小・中規模の法律事務所が、各国に拠点をもつ大手事務所と、どう対抗していくべきかという問題意識に端を発していました。インターローの強みは、それぞれの地域における信頼できる、地元の事務所が加盟しているところ。つまり、どの事務所もその地域における評判の高い事務所であり、それぞれの地域の特徴や事情をよくわかっています。だからこそ、クライアントに対して質の高いサービスを提供できるのです。

——その地域で活動してきた事務所のネットワークだからこそ、地域ごとの拠点を開設するためのコストも不要ということになりませんか。

おっしゃる通りです。その分、質の高いサービスを、適正価格でご提供しているという自負もあります。

質の高いサービスの維持・向上はいかにして行われているのか

——難波先生は、昨秋、日本人初のディレクターに就任されました。ディレクターの仕事とはどのようなものなのでしょうか。

理事会を構成するディレクターは全員で10名。各地域の意見を反映させるため、北米から3名、中南米から2名、欧州から3名、アジア・パシフィックから2名というかたちになっています。ディレクターの仕事は組織の管理運営。業務内容は大きく4つあります。予算・決算などの組織運営に関する業務、全世界



会議および各地域会議の開催地の決定や運営に関する業務、各種メンバー間の活動や広報活動に関する業務、そして、加盟メンバーに関する業務です。どれも重要な仕事ですが、なかでも、加盟メンバーに関する業務は、インターローの基盤を成すものだと考えています。

——もう少し詳しくうかがえますか？

繰り返し申し上げたように、インターローにとって、もつとも大切なのは、質の高いサービスを迅速に提供すること。当然、そのためには、クオリティ・コントロールは必須。例えば理事会では、どの事務所がどのような案件をどの事務所に依頼

したか、依頼を受けた事務所の仕事ぶりに対する依頼をした事務所の評価はどうだったのかという検証を行います。質の高いサービスの維持・向上には、きちんとしたフィードバック・システムが必要だからです。幸い、そのようなことは、ほとんどありませんが、万が一、特定の事務所の評価が継続して低いような場合には、注意勧告を与えますし、最悪の場合、退会してもらうことになるでしょう。

——サービスの維持・向上のために行うプログラムなどもあるのですか？

基本的には質の維持・向上については各事務所に委ねられています。インターローとしても、グローバルな情報交換・研修の機会として、さまざまな分野ごとに（特別ビジネスチーム）という勉強会を設けています。私自身はM&Aの勉強会に所属しているのですが、各地域からM&Aに強い弁護士が参加し、それぞれの国の法規制や実務の状況、あるいは、問題点や新しい動きなどの情報を交換し、活発な議論を行っています。

アジアにおける金融取引や投資案件を円滑に行うために

——一方、インターローに加盟していない地域も存在しています。そのような地域での案件を手がける際は、どう対処しているのでしょうか。

確かに、インターローのメンバーがいない地域もあります。しかし、そのような場合でも、インターローのメンバーから紹介を受けることができます。例えば、エジプトの都市にはインターローに加盟している事務所が存在しません。以前、エジプトの法律事務所が必要になったことがあり、その際、インターローのメンバーに「エジプトで信頼できる事務所を教えてください」とメールで打診しました。即日、十数件の返信があり、その中から選ぶことができました。このように、インターローのメンバー間のコミュニケーションが円滑なことは、インターローの強みだと思えます。

——逆に、いま例として挙げられ

たエジプト含め、新たなメンバーを探す必要があるということですね。

それもディレクターとしての大きなミッションのひとつです。メンバーが不在の都市に関しては、どの事務所がふさわしいのかを事前に調査し、いくつかの候補に絞り込みます。その後、候補となる事務所を実際に訪問し、デューデリジェンスを行ったうえで勧誘しています。アジア以外では、トルコ（イスタンブール）、チェコスロバキア（プラハ）、オーストリア（ウィーン）、ロシア（モスクワ）等の地域の事務所を探しています。

——アジア・パシフィック地域ではどうでしょうか。

インドネシア（ジャカルタ）、ミャンマー、カンボジア（プノンペン）については、早急に探したいと考えています。いずれにせよ、質の高いサービスを提供できる事務所かどうか、大きなポイントです。アジアにおける金融取引や投資案件、M&A取引などは、今後、ますます活発化していくでしょうし、残念ながら日本企業が現地で紛争に巻き

込まれることも増えていく可能性があります。そんなとき、インターローのネットワークを十二分に活用していただければと思います。

（13年6月14日収録）



2013年6月、ミラノで開催された欧州大会の様様。メンバー同士は世界大会や地域大会で顔を合わせるため、強い信頼関係で結ばれている。



NORTH AMERICA

Aird & Berlis LLP (Toronto)
Akerman Senterfitt
(Ft. Lauderdale, Jacksonville, *Miami, Orlando, Tallahassee, Tampa, West Palm Beach)
Ramírez, Gutiérrez-Azpe, Rodríguez-Rivero y Hurtado, S.C.
(Mexico City)
De Grandpré Chait LLP (Montréal)
Foster Pepper PLLC (*Seattle, Spokane)
GKG Law, P.C. (Washington, D.C.)
Goldman, Antonetti & Córdova, LLC (San Juan)
Honigman Miller Schwartz and Cohn LLP (Detroit)
Jeffer, Mangels, Butler & Mitchell LLP
(Irvine, *Los Angeles, San Francisco)
Kean Miller LLP (*Baton Rouge, New Orleans)
Neal, Gerber & Eisenberg LLP (Chicago)
Owen Bird Law Corporation (Vancouver)
Pryor Cashman LLP (New York City)
Ray Quinney & Nebeker P.C. (Salt Lake City)
Robinson Bradshaw & Hinson, P.A.
(Chapel Hill, *Charlotte, North Carolina; Rock Hill, South Carolina)
Rogers & Hardin LLP (Atlanta)
Sherman & Howard L.L.C.
(Aspen, *Denver, Vail, Colorado; Phoenix, Arizona)
Shipman & Goodwin LLP
(Greenwich, *Hartford, Stamford)
Thompson & Knight LLP
(Austin, Dallas, Ft. Worth, Houston, Texas; Algiers, Algeria)

*Main Office

LATIN AMERICA

Arias & Muñoz
(Guatemala City, Guatemala; Managua, Nicaragua; *San José, Costa Rica; Tegucigalpa, Honduras; San Salvador, El Salvador)
Arias, Fábrega & Fábrega
(*Panama City, Panama; Roadtown, British Virgin Islands)
Brons & Salas
(*Buenos Aires, Córdoba, Rosario, Argentina; Montevideo, Uruguay)
Cárdenas & Cárdenas Abogados Ltda. (Bogotá)
Cariola Diez Pérez-Cotapos & Cia. Ltda. (Santiago)
Carvalho, Machado, Timm & Deffenti Advogados
(Porto Alegre)
Manucci Advogados (Belo Horizonte)
Moreno Baldovino, Attorneys at Law (La Paz)
Pereyra & Asociados (Santo Domingo)
Pérez Bustamante & Ponce (Quito)
Rodrigo, Elías & Medrano Abogados (Lima)
Rodríguez & Mendoza (Caracas)
Tess Advogados (São Paulo)
Villemor Amaral Advogados (Rio de Janeiro)

*Main Office

EUROPE / MIDDLE EAST/ AFRICA

Advokatfirmaet Haavind AS (Oslo)
Advokatfirman Wählin (Gothenburg)
Ajumogobia & Okeke (Lagos)
Andrey Delchev & Partners – Eurolex Bulgaria
(Sofia)
Arnecke Siebold Rechtsanwälte
(Dresden, *Frankfurt)
Banymandhub Boolell Chambers (Port Louis)
Barrocas Advogados (Lisbon)
Boekel De Nerée N.V. (Amsterdam)
Brink Falcon Hume Inc. (Johannesburg)
BRP Renaud & Partner (Stuttgart)
CDZ-Chajec, Don-Siemion & Zyto Legal Advisors
(Warsaw)
Chistodoulous G. Vassiliades & Co. LLC
(Limassol, *Nicosia)
De Berti Jacchia Franchini Forlani (*Milan, Rome)
Gómez-Acebo & Pombo Abogados S.L.P.
(Barcelona, *Madrid)
Hamilton Advokatbyrå (Stockholm)
Janson Baugniet (Brussels)
Lang & Rahmann (Düsseldorf)
M. Firon & Co.
(Bucharest, Romania; *Tel Aviv, Israel)
Mazanti-Andersen, Korsø Jensen & Partnere
(Copenhagen)
Morton Fraser (*Edinburgh, Glasgow)
Poncet, Turrettini, Amaudruz, Neyroud & Associés
(Geneva)
SJ Berwin LLP (London)
Thouvenin Rechtsanwälte (Zürich)
UGGC & Associés
(*Paris, France; *Casablanca, Morocco)
Waselius & Wist (Helsinki)
Wolff Gstoehl Bruckschweiler (Vaduz)

*Main Office

ASIA PACIFIC

Blumenthal, Richter & Sumet Ltd. (Bangkok)
Colin Ng & Partners LLP (Singapore)
Fortune Manning (Auckland)
Hunt & Hunt Lawyers
(Adelaide, Darwin, Hobart, Melbourne, Perth,
*Sydney)
Lee & Ko (Seoul)
Lee Hishammuddin Allen & Gledhill (Kuala
Lumpur)
Luthra & Luthra Law Office
(Bangalore, Mumbai, *New Delhi)
Momo-o, Matsuo & Namba (Tokyo)
Quasha, Ancheta, Peña & Nolasco (Manila)
Stevenson, Wong & Co. (Guangzhou, *Hong Kong)
Vision & Associates (Hanoi)
Zhonglun W&D Law Firm (*Beijing, Shanghai)

*Main Office